

## フットボールスタジアム検討協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、フットボールスタジアム検討協議会(以下「協議会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、関係者席及び報道席に区分するものとする。

(傍聴手続)

第3条 傍聴者は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入した上、係員の指示に従い、会場に入場するものとする。

2 一般席の傍聴者は、先着順で受付を行い、別に定める定員になり次第、受付を終了する。

3 一般席の傍聴に係る受付開始時刻は別に定めるが、受付開始時刻より早く到着した場合でも、その到着時刻による先後は設けず、一律に受付開始時刻に到着したものとみなす。

(入場の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場へ入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ヘルメット、鉢巻、たすきの類の着用等通常の服装をしていない者
- (3) プラカード、立看板、旗、のぼり、危険物、笛、太鼓その他会場に持ち込むことが不適當又は不必要な物品を携帯している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、会議において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の席に着き、みだりに席を離れてはならない。
- (2) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。
- (3) 私語を慎み、意見を表明してはならない。
- (4) 一般席及び関係者席の傍聴者は、携帯電話、スマートフォン等の電源を切らなければならない。
- (5) 飲食及び喫煙をしてはならない。
- (6) 一般席及び関係者席の傍聴者は、座長の許可なく、傍聴席において写真、映像等を録画し、又は録音をしてはならない。
- (7) 座長又は係員の指示に従わなければならない。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

(傍聴者の退場)

第6条 座長は、傍聴者がこの要領に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは退場させることができる。

2 傍聴者は、会議が非公開とされたとき、又は座長より退場を命ぜられたときは、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

附 則

この要領は、令和8年3月16日から施行する。